

## 大坂商人大根屋文書

近松 鴻 二\*

目次
収集の経緯
目録の作成
目録
大坂商人大根屋文書
凡例
釈文
解説
一 大坂商人大根屋
二 薩摩藩の債務処理
三 尾張藩への融資
四 石田小右衛門敬起

キーワード 大根屋小兵衛 大根屋小右衛門 大根屋小十郎 薩摩藩  
尾張藩

### 収集の経緯

本文書群は昭和六十二年(1987)度と、平成二十二年(2010)度の二次にわたり収集された。昭和六十二年当時筆者は、平成四年度の開館に

向けて設けられた「江戸東京博物館資料収集室」の職員として、歴史資料の収集に携わっていた。同収集室は、東京都の委託を受けた財団法人東京都文化振興会に属し、資料の収集の実務は財団所属の学芸員があたり、統括責任者である室次長以下事務方要員は、東京都から派遣されていた。

昭和六十二年十二月七日(月)の朝、前職が都の清掃局(現在は、東京都の清掃業務は区市町村が所管)であった次長から筆者に「杉並の清掃事務所に勤めている元同僚から『収集したゴミの中から古文書が出てきた、必要ならそちらで引き取って頂きたい』との申し出があった」と紙袋を渡された。袋の中には、七点八通の文書が入られていた。七点八通というのは、文書の一点が、一紙の左右に別の内容が記載されていたからである。

最初に目についたのは、「薩州様御渡御通 大根屋小十郎」という墨書のある紙に包まれた二つ折りの横帳であった。本紙を見ると「天保五年十二月」付の薩州役所(薩摩藩)から大根屋小兵衛宛の「年府銀渡通」で、各所に「通」の黒印が押されていた。包紙と本紙の宛名が異なることが気になったが、即座にこれは、所謂「薩摩藩の借銀踏み倒し」の文書と判断して、次長に、歴史的に重要な史料であるので、この文書群を一括収集することを進言した。

この大根屋の所在は、二点の文書の受取人が「淨蓮寺門徒攝津國西成

\* 東京都江戸東京博物館学芸員

郡大坂天満樋上町 大根屋小十郎<sup>(1)</sup>とあるので大坂であることが判明した。当時の資料収集の方針は、「江戸東京の歴史や生活・文化に係るもの」ということで、この文書は、江戸東京には直接関係ないので収集する必要はないという指摘があったが、さらに読み進めると、返済が廃藩置県のあった明治四年まで律儀に続けられているなど、興味深い内容であることと、薩摩藩の債務処理に関する一次史料の残存が極めて少ないことを強調して、この文書群を「大根屋小十郎家文書」として収集する<sup>(2)</sup>を決め、所定の手続きを経て当館の収蔵品とした。

「大根屋小十郎家文書」中の「年府銀渡通」<sup>(3)</sup>は平成九年二月十一日～三月二十九日開催の当館の特別展示「参勤交代 巨大都市江戸のなりたち」展に藩財政の窮乏を示す史料として展示した<sup>(4)</sup>。ついで、当館発行の『江戸東京博物館NEWS』五八号<sup>(5)</sup>所収の「薩摩藩の債務処理文書」、さらに当館の収蔵品を紹介した『大江戸図鑑「武家編」』<sup>(6)</sup>の「藩邸の経済」の項に、該「年府銀渡通」の冒頭部分を写真入りで紹介した。

小兵衛宛「年府銀渡通」等の収集から二十三年後の平成二十二年五月十九日、都市歴史研究室の自席にいた筆者の許に、資料収集の担当者から、「古文書を寄贈したいという方がみえているので、来てくれ」という要請があった。よくあることなので応接室に行き、持参された四通の文書を見て吃驚した。見覚えのある大根屋の文書で「年府銀渡通」が一番上に置かれていたのである。一瞬複写本（コピー）かと思ったが、和紙に墨できっちり書かれており、実物であった。次に宛名を見ると「大根屋小十郎」であった。二十三年前に収集した包紙の中身であったのである。これで当初の疑問が一気に氷解した。持参された方には、『江戸東京博物館NEWS』五八号の記事をお見せし「興味深い古文書で、是非御寄贈戴きたい」と伝えると、「よろこんで寄贈します」と快諾を得た。

あとから担当者に「まさか清掃局に勤められていた方の御家族では」と尋ねたら、前回寄贈された方の奥様と御子息で、かつて寄贈された御

本人は亡くられたとのことであった。また、御遺族の方は、御主人が当館に古文書を寄贈されたことは、まったく御存知ではなかったそうである。このような経緯で二次にわたって収集した大根屋文書は、一括して目録を作成することとした。

## 【註】

- (1) 後掲目録④の「釋尼貞祐永代祥月讀經執行請書」と⑤の「釋尼少玄永代祥月讀經執行請書」。
- (2) 原口虎雄著『幕末の薩摩』（中央公論社 昭和四十一年四月刊、「中公新書」一〇二）の八七頁に「写真の通帳（外屋小右衛門宛の「古借銀割渡通」……筆者註 は、どうしたものか島津家の蔵の中にたった一冊残っていたもので、相手は『夢の代』の著者として有名な町人山片蟠桃である」という記載がある。
- (3) 後掲目録①。
- (4) 「年府銀渡通」の冒頭部分の写真は特別展示「参勤交代 巨大都市江戸のなりたち」図録一〇六頁に掲載。
- (5) 平成十九年六月三十日発行。
- (6) 平成十九年十月二十五日刊、江戸東京博物館監修、朝倉書店発行。

## 目録の作成

昭和六十二年度に収集した第一次の八通の文書の受取人は、大根屋小十郎が四点（ほかに包紙二）、石田小十郎が三通と、大根屋小兵衛が一通であった。石田小十郎については「大根屋」が屋号で、「石田」が苗字で同一人物と推定した。この文書群は、小兵衛宛一通を含めて「大根屋小十郎家文書」と一括して目録を作成し、資料登録をした。

この「大根屋小十郎家文書」に、資料登録を終えた第二次分四点を加え、再編成と再調査を行った。十二点となった文書群の受取人をみると、大根屋小十郎宛が五点、石田小十郎宛が四点、大根屋小兵衛宛と石田小右衛門宛が各一点、ほかに石田小右衛門作成が一点となった。第一次の収集段階では、同一人物と推定していた大根屋小十郎と石田小十郎は、中川すがね「禅悟廬文書史料について」<sup>①</sup>に「また岸上三兄弟の末弟小右衛門（石田敬起）もこの史料に関して忘れてはならない人物である。彼は若くして大坂天満の乾物仲買・寒天問屋大根屋石田家に養子として入り家督を相続した（中略）小右衛門は、天保元（一八三〇）年、西本願寺改革のため京都へ移住したが、息子小十郎は、若年だったので、天満の店は実兄の治左衛門が後見することになった。」（傍線筆者）とあるので、同一人物と確定した。また、大根屋小兵衛は小右衛門の養父と考えられる。ただし、明治期の二通の文書の受取人の石田小右衛門、石田小十郎は、襲名した後継者の可能性が高い。このようにして一連の文書の受取人あるいは作成人が一族であることが判明したので、この文書群を「大坂商人大根屋文書」と称することにした。

両文書群を合体し、成立年代順に排列し、①から⑫まで番号を付したのが次掲の「大坂商人大根屋文書目録」である。

目録中の「標題など」欄の「」の文言は、内容を明確にするために、

標題のない文書に筆者が付した名称、あるいは発給者名である。（）の文字は宛て字の訂正である。資料番号の八桁の数字のうち上二桁は資料登録した年度の西暦の下二桁の数字で、第一次分は「八七」、第二次分は「一〇」となっている。なお、第一次分の数字が、「八七〇〇〇七六二」と「八七九七五〇九五〇八七九七五〇〇」と離れているのは、昭和六十二年当時の文書群の資料登録は、一括で一つの番号を付与していたものが、後に一点一番号に変更され、該文書群の最初の文書に、すでに登録した番号が与えられ、その他の文書には新しい番号が付されたことによる。

### 【註】

① 池田市立歴史民俗資料館平成四年三月発行『禅悟廬文庫目録』所収。

## 大坂商人大根屋文書目録

番号	標 題 など	成立年代	作成者	受取人	形態・分量(耗)・備考	資料番号
①	〔薩摩藩〕年府(賦) 銀渡通 — 小兵衛宛	天保五年十二月	薩州役所	大根屋小兵衛	横帳・四丁、一六六×四七五 記載は明治四年まで	八七〇〇〇七六二
②	〔薩摩藩〕年府(賦) 銀渡通 — 小十郎宛	天保五年十二月	薩州役所	大根屋小十郎	横帳・五丁、一六六×四七〇 包書紙題「薩州様御渡御通」 記載は明治四年まで	一〇〇〇〇〇〇四
③	〔御詠歌御染筆下賜書〕	弘化四年 三月二十三日	嶋田正辰	石田 小十郎	折紙、二〇〇×五三五	八七九七五〇九五
④	〔釋尼貞祐永代祥月讀經執行請書〕	安政二年 五月 十八日	嶋田正辰	大根屋小十郎	折紙、二〇〇×五三四	一〇〇〇〇〇〇五
⑤	〔釋尼少玄永代祥月讀經執行請書〕	安政三年 三月十三日	嶋田正誼	大根屋小十郎	折紙、二〇〇×五三三	八七九七五〇九六
⑥	年中家事取締書	安政四年十一月	石田小右衛門 敬起		縦帳・七丁、二八〇×二〇二	一〇〇〇〇〇〇六
⑦	〔尾張藩〕興築出銀請取帳	安政五年 四月十七日	尾州御貸附所 取締方	大根屋小十郎	横帳・二丁、一六四×四七七 記載は明治二年二月二日まで	八七九七五〇九七
⑧	〔尾張藩〕預り金通	辰七月	尾役所	大根屋小十郎	横帳・二丁、一四五×四四三 記載は巳年七月まで	八七九七五〇九八
⑨	〔蹴鞠絹地衣裳等着用許可状寫 飛鳥井家之分〕	未 詳(江戸時代)		石田 小十郎	状、二七五×二〇〇 半紙半截を縦使用	八七九七五〇九九
⑩	〔蹴鞠絹地衣裳等着用許可状寫 難波家之分〕	未 詳(江戸時代)	廣瀬 掃部 棚橋 織部	石田 小十郎	状、二〇〇×二七五 半紙半截を横使用 *⑨とともに一紙に記載	八七九七五〇九九
⑪	〔築港用懸辭令〕	明治六年 二月 九日	渡邊 昇	石田小右衛門	状、二二七×二九〇 渡邊昇は大坂府權知事	一〇〇〇〇〇〇七
⑫	〔小學校建築寄附金につき褒美 下賜状〕	明治九年十二月二十一日	渡邊 昇	石田 小十郎	状、二一七×五七〇 渡邊昇は大坂府權知事	八七九七五一〇〇

## 大坂商人大根屋文書

## 釈文

### 凡例

本文書の翻刻は次のように行った。

- 1 原文書の体裁を可能な限り残した。
- ・行替えはそのままにし、一行に収まらないものは、次の行の下部に移した。
- ・通帳・證文類の押印は可能な限り、該当箇所〔印〕、割印〕のよう  
に記した。
- 2 漢字は原則として常用漢字には変換しなかった。
- 3 異体字は一部を除き正字に変換した。
- 4 変体仮名は、本文にもとの漢字を記し、読みを右傍の（ ）内に平  
仮名で示した。
- 5 合字は夕以外は開いた。
- 6 十二支のみの年次表記の箇所でも、具体的な年次が判明するもの  
は（ ）内に元号年次を記した。
- 7 \*のあとに記した文言は筆者作成の註である。
- 8 明治六年以前の和暦表示は、可能な限り日次までグレゴリオ暦に変  
換した。

① 〔薩摩藩〕年府（賦）銀渡通―小兵衛宛（包紙欠）

（本文）

〔印〕 \*印の文字は「通」、割印も同じ

年府（賦）銀渡通

〔割印〕 一 銀六百三拾八貫六百五拾目

以 古證文七通ノ高

右銀高證文都而預置

當年（より）与里年々元銀内

元入此通帳を以可相渡也

薩州役所〔印〕

天保五年十二月（1834.12.30～1835.1.28）

大根屋小兵衛殿

〔割印〕 一 午年分（天保五年 1834.2.9～1835.1.28）

一 銀五貫六拾六匁三分

〔割印〕 一 未年分（天保六年 1835.1.29～1836.2.16）

一 同五貫六拾六匁三分

〔割印〕 一 申年分（天保七年 1836.2.17～1837.2.4）

一 銀三貫五百四拾六匁二分

〔割印〕 一 酉年分（天保八年 1837.2.5～1838.1.25）

一 同三貫五百四拾六匁二分

割印	一 戌年分（天保九年 1838.1.26～1839.2.13） 一 同三貫五百四拾六匁三分	割印	一 午年分（弘化三年 1846.1.27～1847.2.14） 一 同三貫五百七拾九匁三分
割印	一 亥年分（天保十年 1839.2.14～1840.2.2） 一 同三貫五百四拾六匁三分	割印	一 未年分（弘化四年 1847.2.15～1848.2.4） 一 同三貫五百七拾九匁三分
割印	一 子年分（天保十一年 1840.2.3～1841.1.22） 一 同三貫五百七拾九匁三分 但當子年分銀高相改候付 奉行員数つゝ、相渡候様、當人分 申出候事	割印	一 申年分（嘉永元年 1848.2.5～1849.1.23） 一 同三貫五百七拾九匁三分
割印	一 丑年分（天保十二年 1841.1.23～1842.2.9） 一 同三貫五百七拾九匁三分	割印	一 酉年分（嘉永二年 1849.1.24～1850.2.11） 一 同三貫五百七拾九匁三分
割印	一 寅年分（天保十三年 1842.2.10～1843.1.29） 一 同三貫五百七拾九匁三分	割印	一 戌年分（嘉永三年 1850.2.12～1851.1.31） 一 同三貫五百七拾九匁三分
割印	一 卯年分（天保十四年 1843.1.30～1844.2.17） 一 同三貫五百七拾九匁三分	割印	一 亥年分（嘉永四年 1851.2.1～1852.1.20） 一 同三貫五百七拾九匁三分
割印	一 辰年分（弘化元年 1844.2.18～1845.2.6） 一 同三貫五百七拾九匁三分	割印	一 子（嘉永五年）十一月三日（1853.1.12） 一 同三貫五百七拾九匁三分
割印	一 巳年分（弘化二年 1845.2.7～1846.1.26） 一 同三貫五百七拾九匁三分	割印	一 丑（嘉永六年）十一月三日（1854.1.1） 一 同三貫五百七拾九匁三分
割印	一 同三貫五百七拾九匁三分	割印	一 寅（安政元年）十二月三日（1855.1.20） 一 同三貫五百七拾九匁三分

割印  
一 卯(安政二年)十二月三日 (1856.1.10)  
一 同三貫五百七拾九匁三分

割印  
一 辰(安政三年)十二月二日 (1856.12.29)  
一 同三貫五百七拾九匁三分

割印  
一 巳(安政四年)十二月二日 (1858.1.17)  
一 同三貫五百七拾九匁三分

割印  
一 午(安政五年)十一月廿一日 (1858.12.25)  
一 同三貫五百七拾九匁三分

割印  
一 未(安政六年)十二月二日 (1859.12.26)  
一 同三貫五百七拾九匁三分

割印  
一 申(萬延元年)十二月二日 (1861.1.13)  
一 同三貫五百七拾九匁三分

割印  
一 酉(文久元年)十二月中 (1861.12.31~1862.1.29)  
一 同三貫五百七拾九匁三分

割印  
一 戌(文久二年)十二月七日 (1863.1.26)  
一 同三貫五百七拾九匁三分

割印  
一 亥(文久三年)十二月三日 (1864.1.11)  
一 同三貫五百七拾九匁三分

割印  
一 子(元治元年)十二月三日 (1864.12.31)  
一 同三貫五百七拾九匁三分

割印  
一 丑(慶應元年)十二月三日 (1866.1.19)  
一 同三貫五百七拾九匁三分

割印  
一 寅(慶應二年)十二月三日 (1867.1.8)  
一 同三貫五百七拾九匁三分

割印  
一 卯(慶應三年)十二月十五日 (1868.1.9)  
一 同三貫五百七拾九匁三分

割印  
一 辰(明治元年)十二月十日 (1869.1.22)  
一 金貳拾貳兩三朱  
一 錢四百四拾八文

割印  
一 巳(明治二年)十二月九日 (1870.1.10)  
一 金貳拾貳兩三朱  
一 錢四百四拾八文

割印  
一 午(明治三年)十二月中 (1871.12.1~2.18)  
一 金貳拾貳兩三朱  
一 錢四百四拾八文

割印  
一 未(明治四年)十二月三日 (1872.1.12)  
一 金貳拾貳兩三朱  
一 錢四百四拾八文

割印  
一 同三貫五百七拾九匁三分

\* (以下二丁と四分の一未記載、一丁に三十年分記載可)

② 「薩摩藩」年府(賦) 銀渡通—小十郎宛

(包紙書)

〔薩州様御渡御通

大根屋

小十郎〕

(本文)

〔印

〕印

\*印の文字は「通」、〔割印も同じ)

年府(賦) 銀渡通

割印 一 銀六百拾貫三百五拾目

以 古證文六通ノ高

右銀高證文都而預置

當年与里年々元銀内

元入此通帳を以可相渡也

薩州役所 印

天保五年十一月 (1834.12.30)~1835.1.28)

大根屋小十郎殿

午年分 (天保五年 1834.2.9)~1835.1.28)

割印 一 銀四貫九百三拾三匁九分六厘

未年分 (天保六年 1835.1.29)~1836.2.16)

割印 一 同四貫九百三拾三匁九分六厘

申年分 (天保七年 1836.2.17)~1837.2.4)

割印 一 銀三貫四百五拾三匁八分

酉年分 (天保八年 1837.2.5)~1838.1.25)

割印 一 同三貫四百五拾三匁八分

戌年分 (天保九年 1838.1.26)~1839.2.13)

割印 一 同三貫四百五拾三匁八分

亥年分 (天保十年 1839.2.14)~1840.2.2)

割印 一 同三貫四百五拾三匁八分

子年分 (天保十一年 1840.2.3)~1841.1.22)

割印 一 同三貫四百貳拾目七分

但當子年分銀高相改候付

奉行員數ツ、相渡候様、當人分

申出候事

丑年分 (天保十二年 1841.1.23)~1842.2.9)

割印 一 同三貫四百貳拾目七分

寅年分 (天保十三年 1842.2.10)~1843.1.29)

割印 一 同三貫四百貳拾目七分

卯年分 (天保十四年 1843.1.30)~1844.2.17)

割印 一 同三貫四百貳拾目七分



割印  
一 辰年分（弘化元年 1844.2.18～1845.2.6）  
一 同三貫四百貳拾目七分

割印  
一 巳年分（弘化二年 1845.2.27～1846.1.26）  
一 同三貫四百貳拾目七分

割印  
一 午年分（弘化三年 1846.1.27～1847.2.14）  
一 同三貫四百貳拾目七分

割印  
一 未年分（弘化四年 1847.2.15～1848.2.4）  
一 同三貫四百貳拾目七分

割印  
一 申年分（嘉永元年 1848.2.5～1849.1.23）  
一 同三貫四百貳拾目七分

割印  
一 酉年分（嘉永二年 1849.1.24～1850.2.11）  
一 同三貫四百貳拾目七分

割印  
一 戌年分（嘉永三年 1850.2.12～1851.1.31）  
一 同三貫四百貳拾目七分

割印  
一 亥年分（嘉永四年 1851.2.1～1852.1.20）  
一 同三貫四百貳拾目七分

割印  
一 子（嘉永五年）十二月三日（1853.1.12）  
一 同三貫四百貳拾目七分

割印  
一 丑（嘉永六年）十二月三日（1854.1.1）  
一 同三貫四百貳拾目七分

割印  
一 寅（安政元年）十二月三日（1855.1.20）  
一 同三貫四百貳拾目七分

割印  
一 卯（安政二年）十二月三日（1856.1.10）  
一 同三貫四百貳拾目七分

割印  
一 辰（安政三年）十二月三日（1856.12.29）  
一 同三貫四百貳拾目七分

割印  
一 巳（安政四年）十二月三日（1858.1.17）  
一 同三貫四百貳拾目七分

割印  
一 午（安政五年）十一月廿一日（1858.12.25）  
一 同三貫四百貳拾目七分

割印  
一 未（安政六年）十二月三日（1859.12.26）  
一 同三貫四百貳拾目七分

割印  
一 申（萬延元年）十二月三日（1861.1.13）  
一 同三貫四百貳拾目七分

割印  
一 酉（文久元年）十二月中（1861.12.31～1862.1.29）  
一 同三貫四百貳拾目七分

割印 一 戌（文久二年）十二月七日（1863.1.26）  
一 同三貫四百貳拾目七分

割印 一 亥（文久三年）十二月三日（1864.1.11）  
一 同三貫四百貳拾目七分

割印 一 子（元治元年）十二月三日（1864.12.31）  
一 同三貫四百貳拾目七分

割印 一 丑（慶應元年）十二月三日（1866.1.19）  
一 同三貫四百貳拾目七分

割印 一 寅（慶應二年）十二月三日（1867.1.8）  
一 同三貫四百貳拾目七分

割印 一 卯（慶應三年）十二月十五日（1868.1.9）  
一 同三貫四百貳拾目七分

割印 一 辰（明治元年）十二月十日（1869.1.22）  
一 金貳拾壹兩三朱

割印 一 巳（明治二年）十二月九日（1870.1.10）  
一 金貳拾壹兩三朱

割印 一 錢六百元  
一 錢六百元  
午（明治三年）十一月中（1871.1.21～2.18）

割印 一 金貳拾壹兩三朱  
一 錢六百元

割印 一 未（明治四年）十二月三日（1872.1.12）  
一 金貳拾壹兩三朱  
一 錢六百元

\*（以下三丁と四分の一未記載、一丁に三十年分記載可）

③ 「御詠歌御染筆下賜書」

（本文）

端書無之

今般 思召を以

御詠歌 千も登と者<sup>(註)</sup>

御染筆被成下候間

難有頂戴可有之候也

嶋田左兵衛權大尉

正辰（花押）

弘化四丁未年

三月廿三日（1847.5.7）

石田小十郎殿

④ 「釋尼貞祐永代祥月讀經執行請書」

（本文）

端書無之

今度依願釋尼貞祐

永代祥月讀經於

御本山御影前每歲

十一月十日御執行被成候間

難有被存、彌無油斷

法義相續肝要之旨被

被仰出候也

嶋田左兵衛權大尉

正辰(花押)

安政二乙卯年

五月十八日(1855.7.1)

淨蓮寺門徒攝津國西成郡

大坂天滿樋上町

大根屋

小十郎殿

⑤ 「釋尼少女永代祥月讀經執行請書」

(本文)

端書無之

今度依願釋尼少女

永代祥月讀經於

御本山御影前御執行

被成候間、難有被存、彌

無油斷法義相續肝要之

旨被

仰出候也

嶋田左兵衛少尉

正誼(花押)

安政三丙辰年

三月十三日(1856.4.17)

淨蓮寺門徒攝津國

西成郡大坂天滿樋上町

大根屋

小十郎殿

⑥ 年中家事取締書

(表紙)

「年中家事取締書」

(本文)

年中家取締定

正月三ヶ日之内、本別共年頭之禮相勤可申事

一 別家女房中之儀者、三日九ツ時ヨリ八ツ時迄ニ剋限定

本家内室夫々禮請可被致事

禮之節、衣類甲乙無之様定

黒奉書袖ニ限、下着白加賀絹ニ限、衿・袖口等怒(ぬい)以よろし

可(か)ら須(す)、帶阿(あ)り合(あ)を用(もち)ひ候得共、者天(てん)成品(ちんひん)、金入(かねい)杯(は)ハ遠慮

可致、足袋ハ唐金巾ニ限、者起物右(みぎ)ニ順(な)し可申支

但年禮之節、以來品々土産差止、金壺朱宛、菓子料と認

可差出、當時賄壽恵之支ハ格別ニ付、二季共銀三匁宛遣し

可申候

一 別家中鏡餅是迄二重宛被差出候所、以來差止、向後

壺重(か)ニして舂目三升ニ限、其外仕來通

一 毎年正月廿一日別家節會以前取極置候所、酒宴ヶ間

敷く花美ニ相成、猥りニ押移り可申儀も難計、自然と相休候所、  
此度元江復し左之通

出席袴万ニ而八ッ時之支

料理向

一 燒雜煎

一本 膳 茶碗むし 上ニして式勿

田作・牛房・数之子・手盜 皿ニ而付組重替り

一 三種肴 小串・厚焼・香竹 是も人別皿ニ而引

鉢出し不申支

一 酒 三獻ニ限

右者禮式之儀ニ付、余人をましへ春、永世之支故、猥ケ間敷不相

成、本家主人出席、例年遣し物相渡し可申事

一 店方ハ次之間出席、料理同斷、袴ニ不及

但配膳小供中支別家店方相片付候上ニ而、於勝手蠟・大根

汁・切焼ニ而茶漬、時之模様ニ而阿り合取計可申支

同廿一日別家女房中節會先規無之、新ニ取詰可申

衣類前同斷、八ッ時出席

料理向左ニ

一 燒雜煎

一本 膳 茶碗蒸前同斷、燒物鯛の阿ん掛ケ

右者本家内室出席、酒者無之、南簾一宛遣し可申事

賄壽惠格別之儀ニ付、出席取用

但配膳下女中相片付候上、子供同様之取計

正月如斯セ話多く面倒之様、双方相覺候ものニ候へ共、家禮之義ニ候間

永世樂ニ相勤、右ニ不拘、花麗相成候義ハ、本別家無腹臟申談、相改家名

永世相續肝要ニ候事

\*〔四日〕「金百疋」の墨書片あり

三月節句、別家中前同斷、上下ニ不及支

但 御屋敷勤之向ハ、其時之模様寄勝手次第、女房中之

儀者刻限・衣類共正月禮同斷之事

五月節句、別家中前同斷之事

\*〔六日〕の墨書片貼付

但 女房中帷子着用、奈良晒紋付、下着同、白帶黒縹子

七月十五日 本別共正月同様相勤可申事

\*〔十六日〕の墨書片貼付

但 女房中刻限・衣類共前同斷本家今南簾出、正月通り

女房差出し物は又正月通り、節會無之丈ケ之違ニ候

八月朔日 別家中前同斷、女房中袴ニ不及事

九月節句 別家中前同斷

\*〔十日〕の墨書片貼付

但 女房中、刻限・衣類共正月同斷

一 本家ニ隱宅有之節、別家并ニ女房中禮式・勤向ハ

本家同様相勤、取扱者茶・菓子而已ニ限、制外之義ニ候間

音信・贈答勝手次第、差究ニ不及、猶又隱居次第可らも

有之、時之振合ニ可應事

節分・歳暮勤勝手次第、尤暑寒共女房勤ニ不及

如斯取極候上ハ、朔日・十五日勤差止、五節句而已ニ限、猶又

不快等之節、悴有之分者名代ニ差出し、若無之分ハ下女ヲ以

斷可被申出、節會之節杯棹名代不苦候得共、大躰之儀者  
本人相勤可申事

以下者香儀も半減、店々、忌札ニハ不及候事

一 出入方之義も以來朔日・十五日當日勤差上、五節句計

刻限ハ九ツ時今八ツ時迄、女衣類綿腹ニ而宜、袖迄、夏衣者

奈良左らし迄、帶織物杯宜可らず、足具等右ニ順し

可相成丈ケ質素之方ニ可致候事

一 本家報恩講・佛事等之節、別家女房中勤來候へ共

以來差止、出入方而已ニ限、時宜ニ寄、入用之節ニ別段可頼入

參詣之儀者繰合、銘々可被致候事

右之通荒増取究置候得共、時々模様ニ寄過不及

之夏ハ、本別共、無腹臆申談、相改可被申、尤別家中ニ

おひても本家格合を以、万事取計、花美ニ押移り

不申様質素專一之事

安政四丁巳歲十一月 石田小右衛門

敬起 (花押)

朱印 (知白齋)

以後堅致間鋪事

但是ハ本家限之定、別家中ニおひても右ニ順シ可申、子供・下女

親元杯迷惑い多し候者も有之由ニ相聞へ候事

一 本家婚禮・出産・初節句・袴着・元服・死去等之儀

音信・贈答荒増取究置候

⑦ 「尾張藩」興榮出銀請取帳

入嫁之節嫁土産 軒別扇子 式本入 壺 箱

肴 料 金百疋

眞綿料 金百疋 女房江

同別家中爲祝 軒別扇子 三本入 壺 箱

肴 料 金百疋

一 袖節句祝 南鐐 一 袴着祝 金壺朱

一 元服祝 南鐐ニ扇子三本入

右者別家軒別差出し候支

(本文)

八口大根屋小十郎殿

取締方 (印)

(安政五年か) 四月十七日 (1858.5.29)

一 死去之節、別家中軒別香儀金五拾疋ツ、野送り之節

別家中ハ不佩壺ケ寺差立、尤店左支忌札張可申、十五才

初會掛銀

印) 一 銀貳貫四百目

請取 (印)

午(安政五年)十月五日 (1858.11.10)  
貳會目

印) 一同貳貫三百六拾目 請取 ①

未(安政六年)四月五日 (1859.5.7)  
三會目

印) 一同貳貫三百貳拾目 請取 ①

未(安政六年)十月五日 (1859.10.30)  
四會目

印) 一同貳貫貳百八拾目 受取 ①

申(萬延元年)四月五日 (1860.5.25)  
五會目

印) 一銀貳貫貳百四拾目 受取 ①

申(萬延元年)十月五日 (1860.11.17)  
六會目

印) 一銀貳貫貳百目 請取 ①

酉(文久元年)五月五日 (1861.5.14)  
四

七會目  
印) 一銀貳貫百六拾目 請取 ①

酉(文久元年)十月五日 (1861.11.7)  
八會目

印) 一銀貳貫百貳拾目 請取 ①

戊(文久二年)四月<sup>五</sup>日 (1862.5.3)

九會目  
印) 一同貳貫八拾目 請取 ①

戊(文久二年)十月五日 (1862.11.26)  
拾會目

印) 一同貳貫四拾目 受取 ①

亥(文久三年)四月五日 (1863.5.22)  
拾壹會目

印) 一同貳貫目 受取 ①

亥(文久三年)十月五日 (1863.11.15)  
拾貳會目

印) 一老貫九百 受取 ①  
六拾目

子(元治元年)四月五日 (1864.5.10)  
拾三會目

印) 一銀老貫九百廿目 請取 ①

(元治元年か) 十月五日 (1864.11.4)  
拾四會目

印) 一 壹貫八百八拾匁

請取 印

丑 (元治二年) 四月五日 (1865.4.29)  
十五會目

印) 一 同壹貫八百四拾目

請取 印

丑 (慶應元年) 十月七日 (1865.11.24)  
十六會目

印) 一 同壹貫八百目

請取 印

寅 (慶應二年) 四月五日 (1866.5.19)  
十七會目

印) 一 同壹貫七百  
六拾匁

受取 印

(慶應二年か) 十月五日 (1866.11.11)  
拾八會目

印) 一 同壹貫七百廿匁

受取 印

卯 (慶應三年) 四月五日 (1867.5.8)  
拾九會目

印) 一 同壹貫六百八拾匁

請取 印

(慶應三年か) 十月五日 (1867.10.31)  
廿會目

印) 一 同壹貫六百四拾匁

受取 印

八口之内仕法壹口鬮當

辰 (慶應四年) 閏四月 (1868.5.22~6.19) 分

辰 (慶應四年)  
五月七日 (1868.6.26)

印) 一 銀五ノ五百貳拾貳匁  
印) 九分壹厘

相渡 印

辰 (明治元年) 九月晦日 (1868.11.13)

金五拾壹兩壹分  
錢八百五拾貳文

但貳口鬮當り之分

相渡 印

巳 (明治二年) 二月二日 (1869.3.14)

一金貳拾六兩也

錢壹貫九百貳拾文

相渡 印

⑧ 「尾張藩」預り金通

(標 題)

「預り金通

大根屋小十郎殿

辰七月

尾

役所 ⑩

(本文)

辰七月 「割印」 印

割印 一金拾五兩也

印

辰十二月迄利足相渡

青割印

巳六月迄同斷

印

辰九月 青割印

割印 一金貳兩貳朱也

割印

巳二月迄利足濟

朱割印 \* 「相渡」の文字あり

辰十一月 割印

割印 一金八兩也 印

巳四月迄利足濟

朱割印 \* 「相渡」の文字あり

辰十二月元

印

割印 一金四拾五兩

巳五月迄利濟 \* 「□□合」の朱印

割印

巳二月二日

割印 金貳拾貳兩三分

印 永貳拾九文四厘

青割印

巳七月迄利足濟

巳六月 印

割印 一金四拾兩也

印

巳五月 割印

割印 一金拾兩也

印

巳七月

割印 一金拾兩也

印

\*裏表紙に「いさいたすこと」の墨書あり

\*横帳三丁、墨付四分の三丁、一丁に十六件の記載可

⑨ 「蹴鞠絹地衣裳等着用許可状寫飛鳥井家之分」



(本文)

飛鳥井家之分

蹴鞠爲門弟、絹地上

淺黃葛袴 鴨沓

藍 白地革之事

免之候、可有着用候

仍 状如件

年月日 御名花押

石田小十郎とのへ

⑩ 「蹴鞠絹地衣裳等着用許可状寫難波家之分」

(本文)

難波家之分

絹地上 淺黃葛袴

鳴 沓 藍白地革

右 願之通令披露

候処被 免之、可有

着用由候也

年月日

難波家

廣瀬掃部

花押

棚橋織部

花押

石田小十郎殿

〔築港用懸辭令〕

(本文)

石田小右衛門

築港用懸

申付候事

明治六年(1873)二月九日

大阪府權知事 渡邊昇

⑫ 「小學校建築寄附金につき褒美下賜状」

(本文)

第四大區三小區

平民

石田小十郎

小學校建築ノ節

心頭ニ相掛ケ寄附

金致候段、神妙ノ至

ニ付、内務省へ上申ヲ

經、爲褒美木盃一個

下賜候事

明治九年(1876)十二月廿一日

大阪府權知事 渡邊昇

## 解説

## 一 大坂商人大根屋

「大根屋」は、「オオネヤ」とも「ダイコンヤ」とも読めるが、本稿では、『大阪市史』索引の「タイコ」の箇所に「大根屋小十郎」と「大根屋小兵衛」が記載されているので「ダイコンヤ」とする。

大根屋小十郎については、『大阪市史』第二の六四七頁に「天保十二年九月十日〔1841.10.24〕、令して干藻の持圍・他所賣・羅賣買を禁じ、又心太地草も以來長崎廻寒天仕入問屋天滿樋ノ上町大根屋小十郎并角寒天捌問屋福井町天王寺屋治兵衛方にて買入るべく、問屋向にて直賣買すべからずと達したり」（傍線筆者）とある。傍線の町名は、目録④の「釋尼貞祐永代祥月讀經執行請書」と⑤の「釋尼少玄永代祥月讀經執行請書」の受取人大根屋小十郎の居所と一致する。従って、この大根屋は、大坂天満で長崎廻寒天仕入問屋を営んでいたことが判明する。

## 二 薩摩藩の債務処理

目録①と②は薩摩藩の債務処理に関する文書である。薩摩藩家老調所笑左衛門廣郷が断行した三都商人らへの債務処理について維新史料編纂會編修『維新史』には次のように記されている。

即ち文政七八年には負債は五百萬兩の巨額に達し、（中略）當時薩藩一箇年分の産物料總高は凡そ十四萬兩餘で、負債五百萬兩の利息にも及ばなかった。茲に元金千兩に付き年に四兩、即ち五百萬兩に付いては二萬兩宛を二百五十年賦を以て償還することを定めて、證書を書替へ、京都・大坂の分は天保七年、江戸の分は翌八年より實行した。

また、『鹿児島県史』には

先づ、藩債整理については天保六年冬に至り、調所は三都藩債年賦償還法を決した。之は濱村（大坂商人出雲屋孫兵衛……筆者註）の立案になるといひ、元金千兩に付毎年金四兩づ、二百五十年賦償還とし、通帳を渡して證書を引取るとするもので、翌七年京坂の分につき之を實行し、同八年江戸の分にも適用したのである。

とある。両書とも「元金千兩につき年四兩」の返済、つまり無利息二百五十年賦の償還で、それまでの借金證書を回収し、年賦を受取るための通帳を渡したとしている。

これを裏付ける史料として原口虎雄は、その著『幕末の薩摩』に、外屋小右衛門（筆名「山片蟠桃」）宛「通帳」の写真版を掲載している。該通帳の写真の冒頭部分には次のように記されている。

〔印〕 一 銀七拾貫目

但古證文壹通

右證文預置、當年与里

年々高銀内元入此通帳

を以可相渡也

〔印〕

薩州役所

〔印〕

天保七申年十二月（1837.17～24）

外屋小右衛門殿

申（天保七年）十二月十五日（1837.12.1）

〔印〕 一 銀貳百八拾目

酉（天保八年）十二月十五日（1838.1.10）

〔印〕 一 同貳百八拾目

（以下略）

これに対して目録①の大根屋小兵衛宛の通帳は

年府(賦) 銀渡通

割印 一 銀六百三拾八貫六百五拾目

以 古證文七通メ高

右銀高證文都而預置

當年与里年々元銀内

元入此通帳を以可相渡也

薩州役所 印

天保五午年十二月

大根屋小兵衛殿

午年分

割印 一 銀五貫六拾六匁三分

未年分

割印 一 同五貫六拾六匁三分

(以下略)

目録②の小十郎宛の通帳は、総銀高、證文の数、一回の返済額のほかは同じである。両者を比較すると、概して大根屋宛の方が丁寧であり、舛屋宛の方は雑である。

大きく異なるのは、発給の年次と償還年数である。発給の年次は、大根屋が天保五年で、舛屋は『維新史』『鹿児島県史』の記述の京都・大坂商人宛と同じ、二年遅れの天保七年である。

当初の償還年数は、総銀高を初回の返済額で除すると算出できる。そうすると舛屋宛は、七〇貫割る〇・二八貫で二五〇年となる。写真を見

る限り年々の返済額に変更はない。一方大根屋小兵衛宛は六三八・六五〇貫割る五・〇六六三貫で約一二六・一年、小十郎宛は六一〇・三五〇貫割る四・九三三九六貫で約一二三・七年となり、両者の間に約二倍の差が生じている。また、返済額には変更がある。参考までに、小兵衛宛と小十郎宛の返済状況を示したのが次頁の第1表である。

返済額に変更があったのは、天保七年と天保十一年である。天保七年は、京坂の商人に対する「無利息二百五十年賦返済」が断行された年で、返済額が大幅に削減された。この結果、償還年数が小兵衛宛は約一七六年、小十郎宛は約一七三年に延長された。

天保十一年には小兵衛宛が微増、小十郎宛が微減され、双方の償還年数が約一七〇年とほぼ同じになった。

また、明治元年から返済が銀建てから金建てになった。双方の銀金の交換率を概算すると、小兵衛は返済銀高約三五七〇匁を銭高四四八文を除く二二両三朱(≡二二・一八七五両)で割ると約一六一匁、小十郎は三四二一匁割る二二両三朱(≡二二・一八七五両)は、約一六一匁でほぼ同じとなる。つまり金一両が銀約一六一匁となり、大坂における明治元年の前年の慶応三年の金一両の銀相場一四・〇一〜一九四・一一匁の範囲に収まるので、明治元年の、ある時点の相場で返済額を金建てにして、明治四年に至ったと推測できる。

原口虎雄は「かくて(調所笑左衛門は)かねての計画、五百万両の借金の踏倒しに着手した。その方法は、新古を問わずすべて、二百五十カ年賦の無利子償還という暴令である。親戚の近衛家であろうと、一橋家(将軍家斉の生家)であろうと上下親疎のへだてなく、また江戸・京・大阪・奈良や国元、ところかまわず一律にこの償還方法を実施したが、ただし京阪は天保六年、江戸は七年の実施であった。」(傍線部分は筆者註)と指摘しているが、大根屋文書を見る限り例外があったことになる。

また、原口は「この通帳を見ると、明治四年の暮までは几帳面に毎年

【第1表】 薩摩藩の対大根屋債務返済表

番号	年次	大根屋小兵衛 元高銀638.650貫			大根屋小十郎 元高銀610.35000貫			備考
		返済額	残高	償還	返済額	残高	償還	
		銀(貫)	銀(貫)	見込年数	銀(貫)	銀(貫)	見込年数	
0	当初	5.0663	638.6500	126	4.93396	610.35000	124	
1	天保5年	5.0663	633.5837	125	4.93396	605.41604	123	
2	天保6年	5.0663	628.5174	124	4.93396	600.48208	122	
3	天保7年	3.5462	624.9712	176	3.45380	597.02828	173	返済額大幅に減額
4	天保8年	3.5462	621.1425	175	3.45380	593.57448	172	
5	天保9年	3.5462	617.8788	174	3.45380	590.12068	171	
6	天保10年	3.5462	614.3326	173	3.45380	586.66688	170	
7	天保11年	3.5793	610.7533	171	3.42070	583.24618	171	返済額小兵衛は微増 小十郎は微減
8	天保12年	3.5793	607.1740	170	3.42070	579.82548	170	
9	天保13年	3.5793	603.5947	169	3.42070	576.40478	169	
10	天保14年	3.5793	600.0154	168	3.42070	572.98408	168	
11	弘化元年	3.5793	596.4361	167	3.42070	569.56338	167	
12	弘化2年	3.5793	592.8568	166	3.42070	566.14268	166	
13	弘化3年	3.5793	589.2775	165	3.42070	562.72198	165	
14	弘化4年	3.5793	585.6982	164	3.42070	559.30128	164	
15	嘉永元年	3.5793	582.1189	163	3.42070	555.88058	163	
16	嘉永2年	3.5793	578.5396	162	3.42070	552.45988	162	
17	嘉永3年	3.5793	574.9603	161	3.42070	549.03918	161	
18	嘉永4年	3.5793	571.1381	160	3.42070	545.61848	160	
19	嘉永5年	3.5793	567.8017	159	3.42070	542.19778	159	
20	嘉永6年	3.5793	564.2224	158	3.42070	538.77708	158	
21	安政元年	3.5793	560.6431	157	3.42070	535.35638	157	
22	安政2年	3.5793	557.0638	156	3.42070	531.93568	156	
23	安政3年	3.5793	553.4845	155	3.42070	528.51498	155	
24	安政4年	3.5793	549.9052	154	3.42070	525.09428	154	
25	安政5年	3.5793	546.3259	153	3.42070	521.67358	153	
26	安政6年	3.5793	542.7466	152	3.42070	518.25288	152	
27	万延元年	3.5793	539.1673	151	3.42070	514.83218	151	
28	文久元年	3.5793	535.5880	150	3.42070	511.41148	150	
29	文久2年	3.5793	532.0087	149	3.42070	507.99078	149	
30	文久3年	3.5793	528.4294	148	3.42070	504.57008	148	
31	元治元年	3.5793	524.8501	147	3.42070	501.14938	147	
32	慶応元年	3.5793	521.2708	146	3.42070	497.72868	146	
33	慶応2年	3.5793	517.6915	145	3.42070	494.30798	145	
34	慶応3年	3.5793	514.1122	144	3.42070	490.88728	144	
35	明治元年	金22両3朱銭448文			金21両3朱銭600文			返済が金建てになる
36	明治2年	金22両3朱銭448文			金21両3朱銭600文			
37	明治3年	金22両3朱銭448文			金21両3朱銭600文			
38	明治4年	金22両3朱銭448文			金21両3朱銭600文			

\* 償還見込年数は、残高を返済額で除し、小数第1位を四捨五入した数値である。

の償還を実行し、旧藩債消滅の暴令発布の前年、すなわち五年の暮から停止しているだけだ。」<sup>10</sup>としている。両大根屋宛の通帳も明治四年の返済まで記されている。

なお、大根屋の通帳を見ると、天保五年に作成された横帳（糊付けされた箇所）に黒印が押されているは、一丁に約三十年分の記載が可能で、小兵衛宛が四丁（うち墨付きは一丁と四分の一）、小十郎宛が五丁（うち墨付きは一丁と四分の一）となっており、超長期返済に備えたものと考えられ、実に興味深い。

### 三 尾張藩への融資

目録⑦と⑧は尾張藩に関わる文書である。⑦の「尾張藩」興築出銀請取帳は、尾州御貸附所取締方を講元とする一種の無尽講の掛銀の領収額と返還額が記されている。次頁の第2表はその状況を一覧にしたものである。

大根屋は一口銀三百匁二十回掛けの講に、八口参加している。初回は安政五年四月で、以後半年に一回で、慶応三年十月に満期を迎えている。掛銀は初回は八口二貫四百匁で二回目以降は利息を先取りする形で四十匁づつ軽減され、最終回には、一貫六百四十匁になっている。返還は圖で行われ、慶応四年五月七日（1868.5.26）に一口分として銀五貫五百二十二匁九分一厘を小十郎が受領している。元号が改められ、五ヶ月後の明治元年九月晦日（二十九日、1868.11.13）には金建てになり、二口で金五十一兩一分と錢八百五十文受取っている。尾張藩の無尽講による資金調達については、『名古屋市史』政治編第二に「歳計の公示」として

安政三年辰七月十九日、御目見以上之輩、一役一人<sup>江別紙通</sup>、夜居之間において、太八郎（石河光晃）被仰渡—略—

一金壹萬六千六百拾壹兩餘 近築講等并他所商人共圖引寄合

調達初、他所分御借入金<sup>11</sup>

—略—

との記述がある。

⑧の「尾張藩」預り金通は、尾張藩の借入金金の通帳である。作成年次は「辰七月」で翌「巳七月」までの記載がある。対大坂商人で、金建てであることと、辰七月から巳七月まで閏月がないことから、この辰年は慶応四年（明治元年）の戊辰年、巳年は明治二年の己巳年と推定できる。この文書の記載内容を表にしたのが次々頁の第3表である。

この預り金（借入金）の仕法は不詳であるが、巳二月二日までの預り金については利足払いの記載がある。丁度六ヶ月単位で支払っていることがわかる。

### 四 石田小右衛門敬起

⑧の「年中家事取締書」は、大根屋の本来別家に対して、正月・五節句等の年中行事や通過儀礼・冠婚葬祭のあり方や進め方を具体的に示した文書である。その趣旨は、正月二十一日の節会の項に端的に表われている。節会の次第や宴の進め方は、以前に取決めていたのであるが、「酒宴ケ間敷く花美ニ相成」ったので、「右者禮式之儀ニ付、余人をましへ春、永世の亘故、猥ケ間敷不相成」ように元に復すというのである。ついで献立や配膳の仕方や飲み交わす酒も「三獻ニ限」と細かな指示がなされている。要するに質素儉約であるが、これが上意下達の指示書でないのは、文末の「右之通荒増取究置候得共、時宜ニ寄、過不及の亘ハ、本別共無腹臆申談、相改可被申」と、改善点についてはよく話し合えてしていることである。

作成者の石田小右衛門敬起については、万波寿子「天保の大根屋改革

【第2表】〔尾張藩〕興榮出銀請取帳の記載内容（大根屋から見て）

回数	日 次	出銀高(貫)	入金銀銭高	備 考
初回	安政5年4月17日 (1858.5.29)	2.400		
2回	安政5年10月5日 (1858.11.10)	2.360		
3回	安政6年4月5日 (1859.5.7)	2.320		
4回	安政6年10月5日 (1859.10.30)	2.280		
5回	萬延元年4月5日 (1860.5.25)	2.240		
6回	萬延元年10月5日 (1860.11.17)	2.200		
7回	文久元年4月5日 (1861.5.14)	2.160		
8回	文久元年10月5日 (1861.11.7)	2.120		
9回	文久2年4月5日 (1862.5.3)	2.080		
10回	文久2年10月5日 (1862.11.26)	2.040		
11回	文久3年4月5日 (1863.5.22)	2.000		
12回	文久3年10月5日 (1863.11.15)	1.960		
13回	元治元年4月5日 (1864.5.10)	1.920		
14回	元治元年10月5日 (1864.11.4)	1.880		
15回	元治2年4月5日 (1865.4.29)	1.840		
16回	慶應元年10月7日 (1865.11.24)	1.800		
17回	慶應2年4月5日 (1866.5.19)	1.760		
18回	慶應2年10月5日 (1866.11.11)	1.720		
19回	慶應3年4月5日 (1866.5.8)	1.680		
20回	慶應3年10月5日 (1867.10.31)	1.640		
—	慶應4年5月7日 (1868.6.26)	—	銀5.52291貫	八口の内仕法一口鬮当り分
—	明治元年9月晦日 (1868.11.13)	—	金51兩1分と銭0.852貫	二口鬮当り分
—	明治2年2月2日 (1869.3.14)	—	金26兩と銭1.920貫	
合 計		40.400	金77兩1分	
			銀5.52291貫	
			銭2.772貫文	

【第3表】 【尾張藩】 預り金通の記載内容

借入 年月日	預り金高	利 足 払 い 状 況													
		辰 年 (月)						巳 年 (月)							
		7	8	9	10	11	12	正	2	3	4	5	6	7	8
辰7月-日	15両	←—————→						←—————→							
辰9月-日	2両0分2朱	←—————→													
辰11月-日	8両	←—————→													
辰12月-日	45両	←—————→													
巳2月2日	22両3分 永29文4厘							←—————→							
巳5月-日	10両														
巳6月-日	40両														
巳7月-日	10両														
合 計	152両3分2朱 永29分4厘														

←—————→ は利息払いの完了した期間を示す。

と門徒の力」によると

文政十三年（一八三〇）十月、時の門主広如はこの莫大な借財を皆済すべく、大坂天満の豪商で門徒の大根屋小右衛門（石田敬起）に財政改革を一任した。小右衛門は岸和田・富山・尼崎などの諸藩の財政改革を成功させた著名な財政家として知られる。彼は家業を息子に譲り、自らは寺内町に引越し、広如の信頼をバックに財政改革を断行した。驚くべきことに、六年後の天保六年（一八三五）までに財政建て直しに成功するのである。<sup>⑩</sup>

ところで、この記載から、一で述べた薩摩藩の超長年賦の債務償還に応じた天保五年は、小右衛門が本願寺の財政改革に奔走している時期と一致しているのは興味深い。

なお、嘉永五年の「平安人物志」<sup>⑬</sup>の蹴鞠の項に「石田敬起」として、「號知白齋、称小右衛門」の記載があり、小右衛門が蹴鞠を嗜んでいたことがわかる。宛名は小十郎であるが、⑨と⑩に、飛鳥井家と難波家の「蹴鞠絹地衣裳着用許可状寫」がある。

【註】

- (1) 『大阪市史』索引、大阪府役所蔵版、大正十二年十二月初版。昭和二年三月再版。清文堂出版株式会社。昭和五十三年十一月覆刻発行。
- (2) 『大阪市史』第二、(1)と同じ。
- (3) 「十日」は『大阪市史』第四の一四八五頁の「觸五四四〇」による。
- (4) 吉川弘文館刊 昭和十四年三月初版 昭和五十八年七月復刊『維新史』第一巻第二編 第二章 第三節「幕政及び藩政の改革」三八一〜三八三頁。
- (5) 鹿児島県著作兼発行 昭和十四年四月発行。昭和五十五年十月第三次復刊『鹿児島県史』第二巻 第二編「藩政の推移」二五七頁。
- (6) 原口虎雄著『幕末の薩摩』（中央公論社 昭和四十一年四月刊、「中公新書」一〇一）八七頁。

- (7) (6)と同じ。写真版では、辰（安政三年）十二月三日の返済分まで掲載されている。
- (8) 『日本史総覧Ⅳ 近世二』（新人物往来社 昭和五十九年五月刊）所収の「近世貨幣相場一覽」による。
- (9) (6)と同じ。八六頁。
- (10) (6)と同じ。八七頁。
- (11) 名古屋市役所著作兼発行者『名古屋市史』政治編第二（大正四年十二月刊）六四七頁。
- (12) 『本願寺史料研究所所報』第三十六号（平成二十一年三月刊）所収。
- (13) 森銑三、中島理寿編『近世人名録集成』第一卷地域別編一（勉誠社 昭和六十一年三月覆刻）所収。